

令和6年度 第14回庁議要旨

日時：令和6年10月29日（火）

午前9時～午前9時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者の指定について（市民生活部）

石巻市かなんパークゴルフ場については、令和2年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。

効果的かつ効率的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和7年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

ア 名称 石巻市かなんパークゴルフ場

イ 所在地 石巻市北村字太田沢9番地2

ウ 施設概要 平成17年7月1日開設

敷地面積：75,000㎡

① パークゴルフ場4コース36ホール（コース全体面積39,880㎡）

② その他の施設：管理棟、休憩所、屋外トイレ、駐車場等

エ 指定管理者候補者及び選定方法

① 選定候補者 有限会社ふれあいパーク 代表取締役 齋藤 正敏

② 選定方法 公募型プロポーザル方式

5名の委員による石巻市かなんパークゴルフ場指定管理者候補者選定委員会を設置し、申請者提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査要領に基づいた採点方式により指定管理者候補者を選定した。

なお、申請者については、配点合計の2分1以上の点数を獲得したため、指定管理者候補者として適格と判断した。

オ 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和7年 3月 基本協定書の締結

令和7年 4月 年度協定の締結

管理運営開始

2 石巻市総合運動公園の指定管理者の指定について（市民生活部）

石巻市総合運動公園（セイホクパーク石巻）については、令和2年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。

効果的かつ効率的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和7年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

- ア 名称 石巻市総合運動公園（愛称：セイホクパーク石巻）
- イ 所在地 石巻市南境字新小堤 18 番地ほか
- ウ 施設概要 平成 12 年 4 月開設
石巻市民球場、石巻フットボール場、ふれあいグラウンド、フットサルコート、
石巻トレーニングセンター、テニスコート、フットボールフィールド、
多目的フィールド他

エ 指定管理者候補者及び選定方法

- ① 選定候補者 特定非営利活動法人石巻市スポーツ協会 会長 阿部 隆
- ② 選定方法 公募型プロポーザル方式

7 名の委員による石巻市総合運動公園指定管理者候補者選定委員会を設置し、申請者提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査要領に基づいた採点方式により指定管理者候補者を選定した。

なお、申請者については、配点合計の 2 分 1 以上の点数を獲得したため、指定管理者候補者として適格と判断した。

オ 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(2) 今後の予定

- 令和 6 年 12 月 市議会第 4 回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案
- 令和 7 年 3 月 基本協定書の締結
- 令和 7 年 4 月 年度協定の締結
管理運営開始

3 石巻市渡波地区健康づくりパークの所在地番変更及び供用開始について（保健福祉部）

渡波地区健康づくりパークは、渡波中学校及び石巻市立女子商業高等学校跡地を活用し、整備を進めてきたが、令和 3 年 12 月に制定した石巻市健康づくりパーク条例において、条例制定当時は国有地であることから地番がなかったため、所在地を「石巻市渡波字浜曾根山 22 番地先」としていた。

土地の登記実施により地番が付番されたことから、石巻市健康づくりパーク条例の渡波地区健康づくりパークの所在地を改めるとともに、同パークが完成することに伴い令和 6 年 12 月 1 日から供用を開始するもの。

(1) 主な内容

ア 条例の改正

石巻市健康づくりパーク条例の渡波地区健康づくりパークの所在地を「石巻市渡波字浜曾根山 22 番地先」から「同市渡波字浜曾根山 27 番地」に改める。

石巻市健康づくりパーク条例の一部を改正する条例

改	正	現	行
(名称及び位置) 第 2 条 (略)		(名称及び位置) 第 2 条 (略)	

名称	位置
石巻市渡波地区健康づくりパーク	石巻市渡波字浜曾根山27番地
石巻市河北地区健康づくりパーク	(略)
(略)	(略)

附則

(施行期日)

この条例による改正後の石巻市健康づくりパーク条例の規定は、令和6年12月1日より適用する。

名称	位置
石巻市渡波地区健康づくりパーク	石巻市渡波字浜曾根山22番地先
石巻市河北地区健康づくりパーク	(略)
(略)	(略)

附則

新規

イ 供用開始に伴う施行期日を定める規則の制定

石巻市健康づくりパーク条例附則により、渡波地区健康づくりパークの施行期日を「公布の日から起算して3年を超えない範囲において規則で定める日から施行する。」と定めていることから、令和6年12月1日の供用開始として規則を制定する。

※公布の日：令和3年12月17日

(2) 今後の予定

令和6年11月 石巻市健康づくりパーク条例の一部の施行期日を定める規則の制定
(施行予定年月日：令和6年12月1日)

12月 渡波地区健康づくりパーク供用開始
市議会第4回定例会に石巻市健康づくりパーク条例の一部改正について提案
(令和6年12月1日より遡及適用)

4 石巻市河北親林交流館の無償譲渡について（産業部）

河北親林交流館は、市民の福祉の増進に寄与することを目的として設置され、地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地元自治会が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

令和4年に地元自治会から施設の無償譲渡について要望があり、協議を行ってきた結果、合意に達した。

当該施設を地域の地縁団体に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図る。

(1) 主な内容

【無償譲渡する施設の概要】

ア 建物

- | | |
|--------|------------------|
| ① 名称 | 石巻市河北親林交流館 |
| ② 位置 | 石巻市三輪田字谷津162番地22 |
| ③ 供用年月 | 平成7年4月（築29年） |
| ④ 構造 | 木造平屋建 |
| ⑤ 延床面積 | 177.64㎡ |
| ⑥ 譲渡先 | 三輪田上自治会 会長 梶原精一 |

イ 土地

- ① 敷地面積 942.00㎡
- ② 取扱い 市有地のため無償貸付契約（3年間）

※参考

- ① 年間利用者（令和5年度） 延べ950人
- ② 年間維持費（令和5年度） 344千円（地元負担）

(2) 今後の予定

- 令和6年12月 市議会第4回定例会に石巻市生活改善施設等設置に関する条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（令和7年4月1日施行予定）
- 令和7年4月 当該施設及び敷地を普通財産として所管換え
市有財産譲渡契約の締結（敷地に関しては無償貸付契約）
三輪田上自治会へ無償譲渡

5 公有水面埋立承認に関する意見について（建設部）

「仙台塩釜港石巻港区」は、港湾背後地に紙・パルプ・木材関連、飼肥料関連等の企業が多数立地し、石巻地域のみならず、県内及び東北地域の経済・産業発展、雇用の確保等、広域基幹産業拠点港湾として重要な役割を担っている。

今回、早期整備が望まれた雲雀野地区への水深12m耐震強化岸壁の事業化により、施行主体である国土交通省東北整備局が港湾管理者である宮城県知事へ公有水面埋立承認の出願を行った。

公有水面埋立法の規定により、埋立免許の出願を受けた都道府県知事は、地元市町村長に意見を求めることとされている。

宮城県知事からの意見聴取に対し、本市の意見を回答するもの。

(1) 主な内容

埋立に異議がない旨を回答する。

【埋立概要】

埋立位置	石巻市潮見町24番、25番、雲雀野町二丁目20番、21番及び23番の地先公有水面
埋立面積	3,885.40㎡
埋立の目的	水深12m耐震強化岸壁整備のため
埋立期間	5年
埋立費用	111億円
埋立施行主体	国土交通省東北地方整備局

(2) 今後の予定

- 令和6年12月 市議会第4回定例会に「公有水面埋立承認に関する意見について」を提案
- 令和7年1月 公有水面埋立承認に関する意見の答申

[報告事項]

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理について（復興企画部）

令和6年6月、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことから、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、石巻市市税条例及び石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例を見直す必要が生じた。

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条文の項ずれを改める。

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について提案（施行予定年月日：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に定める日から施行）

※ 本条例改正に伴う規則等の改正はない。

2 児童手当法の改正に伴う石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の整理について（復興企画部）

令和6年6月、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、児童手当法の一部が改正されたことにより、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を見直す必要が生じた。

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

児童手当法の改正に伴い特例給付が廃止されたことから、特定個人情報の利用業務を定めている石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2を改める。

(2) 今後の予定

令和6年12月 市議会第4回定例会に石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：公布の日）

併せて、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を改正する。

3 石巻市文化芸術基本方針改定懇談会の設置について（教育委員会）

本市では、市民、文化芸術関係団体及び本市が、お互いの自主性及び多様性を尊重しあいながら、本市の文化芸術の振興を総合的に推進していくための基本的な方向性を示すため、平成20年2月に「石

巻市文化芸術基本方針」を策定した。

令和3年4月、「本市の文化芸術活動における創造の場を提供し、交流を生み、人と人との絆を深め、震災復興の希望や活力を育む拠点」という基本理念のもと整備した「マルホンまきあーとテラス」の供用開始、社会情勢の変化等を踏まえ、石巻市文化芸術基本方針の改定が必要となった。

学識経験者及び関係団体等の構成員の意見を聴取し、石巻市文化芸術基本方針に反映させ、本市の文化芸術の振興を総合的に推進していく。

(1) 主な内容

【意見を求める事項】

- ① 石巻市文化芸術基本方針の改定に関すること。
- ② 石巻市の文化芸術の振興に関すること。
- ③ その他、教育長が必要と認める事項

【構成員】

本市の文化芸術に関係する者のうちから10人以内で教育委員会が選任した者をもって構成する。

- ① 学識経験を有する者
- ② 関係団体の役員、構成員又は職員
- ③ その他、教育長が必要と認める者

(2) 今後の予定

令和6年11月	石巻市文化芸術基本方針改定懇談会設置要綱施行 (施行予定年月日：令和6年11月1日) 第1回懇談会の開催
令和7年 1月	第2回懇談会の開催
3月	第3回懇談会の開催
6月	(仮称) 第二次石巻市文化芸術基本方針策定

【その他】

- ・桜坂高等学校10周年式典の御礼(宍戸教育長)

以上